

議案第 5 号

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の一部改正により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 26 年里庄町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

里庄町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化」を「地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第 2 条中「法第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域内」を「法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域」に、「法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」を「法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」に、「法第 15 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）第 3 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種であって省令第 4 条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を「法第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、法第 17 条に規定する承認地域経済牽引事業（法第 24 条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により承認を受けた企業立地計画又は同条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行うために設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（里庄町企業育成振興条例の一部改正）

- 3 里庄町企業育成振興条例（平成 26 年里庄町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「里庄町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。